

令和 6 年 8 月 27 日

こども未来局子育て支援部こども発達支援課

市政記者各位

指定障がい児通所支援事業者に対する処分について

児童福祉法の規定に基づき、指定障がい児通所支援事業者に対し監査を行った結果、下記のとおり不正が認められたため、本日付で行政処分(指定の取消し)を行いましたのでお知らせします。

記

1 対象となる事業者・事業所

事業者名 (住所・代表者)	株式会社おおつか (福岡市早良区野芥三丁目26番7号・代表取締役 大塚 守治)
事業所名 (所在地)	(1)放課後等デイサービス ぶどうの木(福岡市早良区野芥三丁目26番7号) (2)放課後等デイサービス ぶどうの木Ⅱ(福岡市早良区野芥三丁目24番19号)
事業種別	放課後等デイサービス

2 処分の内容

指定取消し(処分通知日:令和6年8月27日、指定取消日:令和6年10月31日)

3 不正事案の概要

(1)放課後等デイサービス ぶどうの木

指定申請の際、常勤として勤務する見込みがない者を児童指導員として配置する旨の書類を作成して市に提出し、不正の手段により指定を受けた。また、必要な人員配置を行っていないにもかかわらず、給付費の減算措置を行わずに受領したほか、サービスを提供していない児童の給付費などを不正に請求し、受領した。

(2)放課後等デイサービス ぶどうの木Ⅱ

指定申請の際、専任かつ常勤として勤務する見込みがない者を児童発達支援管理責任者として配置する旨の書類を作成して市に提出し、不正の手段により指定を受けた。また、必要な人員配置を行っていないにもかかわらず、給付費の減算措置を行わずに受領したほか、サービスを提供していない児童の給付費などを不正に請求し、受領した。

4 返還請求額

事業所名	期間	不正に受領した額	加算金額※	合計
(1)ぶどうの木	R1.11~R5.4	36,850,812 円	14,740,325 円	51,591,137 円
(2)ぶどうの木Ⅱ	R4.4~R5.4	12,684,804 円	5,073,922 円	17,758,726 円
	合計	49,535,616 円	19,814,247 円	69,349,863 円

※児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項の規定に基づく加算金(不正に受領した額の 40%)。

5 利用者への対応

利用者へのサービス継続を図るため、処分通知日から約2ヶ月後を指定取消日とし、当該期間中に別事業所への引継ぎを行うよう求める。

【問合せ先】

こども未来局こども発達支援課 担当:大木、山崎
電話:707-1961(内線 2221)